

教職課程に関する規則の改正と 教員免許更新制廃止

—教育現場への的確な支援に向けて—



中野由章 | 工学院大学附属中学校・高等学校



教職課程に関する規則の改正

教員免許制度

日本における教員免許制度は相当免許主義であり、学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要とされる。教員免許状には、所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与される普通免許状（専修免許状、一種免許状、二種免許状）、社会的経験を有する者に教育職員検定を経て授与される特別免許状、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り教育職員検定を経て授与される臨時免許状の3種類がある。さらに例外的措置として、多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした特別非常勤講師制度や、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に校内のほかの教科の教員免許状を所有する教諭等が免許外の教科の担任をすることができる免許外教科担任制度などもある。高等学校情報科においては、この臨時免許状や免許外教科担任制度を不適切に拡大適用して教科担任させていることが問題となっている。

普通免許状は一般に、大学の教員養成課程を経て所要資格を得ることになる。教員養成課程において

修得しなければならない科目は、現在、次のように規定されていて、それぞれに最低修得単位数が設定されている。

- 教科及び教科の指導法に関する科目
- 教育の基礎的理解に関する科目
- 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- 教育実践に関する科目
- 大学が独自に設定する科目

パブリックコメントの募集

2021年8月4日に、文部科学省から「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」が発出された¹⁾。

それに先立ち、2021年6月18日から7月17日にかけて、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令案（以下、改正案）に関するパブリックコメント（意見公募手続）が実施された²⁾。

改正案は、次の2つが柱となっていた。

- ① 教員養成フラッグシップ大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設等
- ② ICT活用指導力を総論的に修得できる科目の新設等
このうち②に、次のような案が示されていた。

- 教科及び教科の指導法に関する科目における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む.）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む.）」とする。
- 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む.）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とする。
- 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を1単位以上修得することとする。
- 特に必要なものとして文部科学省令で定める科目における、「情報機器の操作2単位」を「情報機器の操作2単位又は数理・データサイエンス・AI2単位」とする。

本会の意見とその理由

これに対して、本会初等中等教育委員会、情報入試委員会、教員免許更新講習委員会などでの議論を踏まえ、情報処理教育委員会で審議し、理事会決定を経て次のような意見を2021年7月14日に文部科学大臣宛て本会会長から提出した。

2021年7月14日

文部科学大臣

萩生田 光一 殿

一般社団法人情報処理学会

会長 徳田 英幸

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令案への意見

ICT活用指導力を総論的に修得できる科目の新設等について、以下のように考えます。

(1) 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む.）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む.）」とすることと、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む.）」を「教育

の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすることについて、賛成します。

(2) 「情報機器の操作2単位又は数理・データサイエンス・AI2単位」とすることについては、「プログラミング及び数理・データサイエンス・AI2単位とする」にすべきであると意見します。

大学や高等専門学校において2025年には、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得することとされたことを鑑みると、小学校、中学校及び高等学校において、その準備教育が実施されるべきだと考えます。その際、教員にはその基礎的素養が必須となります。また、小学校、中学校及び高等学校において、プログラミング教育が必修化されましたが、全科を担任する小学校は言うに及ばず、教科担任制である中学校及び高等学校においても、総合的な学習／探究の時間における指導を考慮すると、「情報機器の操作2単位又は数理・データサイエンス・AI2単位とする」のではなく、「情報機器の操作2単位又は」を削除し、さらに「プログラミング及び」を追加することが適切であると考えます。なお、本会ではIPSJ MOOCなどのオンライン教材も無料公開しています。プログラミング及び数理・データサイエンス・AI教育を各大学で推進するにあたり、本会としてもできる限りの支援をしたいと考えています。

各教科の指導法において、従来の「情報機器及び教材の活用」を「情報通信技術の活用」とすることや、従来の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む.）」を「教育の方法及び技術」と「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に分割することは、すべての校種・教科において、情報通信技術の活用を重視するという意味で歓迎すべきことだと判断した。その「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位数が、1単位以上修得となっ

ていることも、各科目に含める必要事項として独立し、かつ必修としていることから、これも妥当だと考えた。

一方、教員免許状の取得に必要な科目として、「情報機器の操作2単位又は数理・データサイエンス・AI2単位」となっていることについては、数理・データサイエンス・AIではなく、従来と変わらず情報機器の操作しか履修しないことも考えられる。

大学における、数理・データサイエンス・AI教育プログラムは、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度検討会議の報告書³⁾に基づき、制度設計されている。

大学等において分野を問わず、初級レベルの数理・データサイエンス・AIの習得が求められていることを考えると、将来大学でそれらを学ぶ児童・生徒を指導する初等中等教育機関の教員は、教科を問わずその基礎的素養を身につけておくべきだと考えた。また、初等中等教育を通して、プログラミングが必修修となっていることも考えると、単に、数理・データサイエンス・AIとするのではなく、「プログラミング及び数理・データサイエンス・AI」とし、プログラミングの習得についても明記すべきだと考えて提案した。

省令の決定と本会の考え

この本会からの提案に対して、「『教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案』に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について」において、2021年8月4日に文部科学省の考え方が次のように示された⁴⁾。

「数理、データ活用および人工知能に関する科目」については、大学や高等専門学校において、令和3年度から順次大学等で認定されている「数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)」の科目を対象として開設されているものであり開設されている大学に在学する学生に修得することを求めています。

この考え方は、教職課程のみならず、大学における教育課程を俯瞰したときには、合理的であると見ることができる。一方、このままでは、プログラミング教育を大学で受けることなく、教員免許を付与されることを許容することにもなる。さらに先述した通り、「数理・データサイエンス・AI」ではなく、従来の「情報機器の操作」の選択でもよいため、このままでは教員に必要な、情報の科学的なリテラシーを欠く恐れもある。「数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)」の科目がすべての大学で開講される状態を整備できれば、「情報機器の操作」は選択肢から外すことが可能になる。また、このモデルカリキュラムにおいて、アルゴリズムやプログラミングはオプションとなっているが、これらに関する教育がしっかりなされることは、教職課程に限らず、学問領域を問わず大学教育において重要なことだと考える(図-1)。

教員免許更新制

教員免許更新制廃止の決定

2021年8月23日に行われた、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会(第5回)において、次のような審議のまとめが決定された。

教員免許更新制は、「新たな教師の学びの姿」を実現する上で、阻害要因となると考えざるを得ないこと、教員免許更新制の課題の解決を直ちに図ることは困難であることを踏まえ、必要な教師数の確保とその資質能力の確保を将来にわたって実現するとともに、教師一人一人が、持続可能な学校教育の中で、自らの人間性や創造性を高め、教師自身のウェルビーイング(Well-being)を実現し、子供たちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようにするためにも、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、教員免許更新制を発展的に解消することを文部科学省において検討することが適当であると考えます。

これを受けて、萩生田文部科学大臣（当時）は2022年の通常国会で必要な法改正をし、早ければ2023年度から教員免許更新制度を廃止する方針を8月に表明した。

しかし、廃止までの期間に教員免許の更新期限を迎える教員については、これまで通り30時間の講習を受ける必要がある。この30時間の内訳は、必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域18時間という、領域別に講習時間が規定されている。廃止までの経過措置として、合計30時間というのは変わらないものの、必修・選択必修・選択の区分を廃止するものとされた⁵⁾。

本会が今後貢献できること

高等学校情報科教員については、その人数の不足のみならず、現職教員の指導力向上が課題となっている。その課題解決のために、本会では教員免許更新講習委員会が、情報学に特化した教員免許状更新講習を毎年実施している。

今回発表された教員免許更新制度の経過措置により、各教員が直面する課題や興味・関心に応じた研修を幅広く選択することができるようになる。これは更新講習の受講が必要な教員にとって、歓迎される措置だと言える。つまり、情報科の教員がスキルアップを目指して、情報学に特化した講習だけを

30時間選択することも可能となる。このようなニーズに応えるため、経過措置期間中の教員免許状更新講習をますます充実・強化することが、本会に対して期待される。

さらに、教員免許更新制が廃止になった後には、それに換わる、より効果的な研修制度を新設するという方向性も示されている。この新しい研修制度の内容は現時点で不明だが、ここでも情報科教員のレベルアップへの貢献が本会に期待されている。

参考文献

- 1) 文部科学省：3文科教第438号 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）（2021年8月4日）。
- 2) 文部科学省：教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について（2021年6月18日）。
- 3) 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度検討会議：数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の創設について（2020年3月）。
- 4) 文部科学省：「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について（2021年8月4日）。
- 5) 朝日新聞：教員免許更新の講習、自由に選べるように 廃止までの経過措置（2021年9月28日）。

（2021年10月8日受付）

中野由章（正会員） info@nakano.ac

技術士（総合技術監理・情報工学）、本会初等中等教育委員会委員長、同情報入試委員会幹事。日本IBM大和研究所、三重県立高校、千里金蘭大、大阪電通大、神戸市立高校を経て、工学院大附中高校長兼工学院大教育開発センター特任教授。本会シニア会員。

| | | |
|----|-----------------------------|----------------------|
| 導入 | 1. 社会におけるデータ・AI利活用 | |
| | 1-1. 社会で起きている変化 | 1-2. 社会で活用されているデータ |
| 基礎 | 1-3. データ・AIの活用領域 | 1-4. データ・AI利活用のための技術 |
| | 1-5. データ・AI利活用の現場 | 1-6. データ・AI利活用の最新動向 |
| 心得 | 2. データリテラシー | |
| | 2-1. データを読む | 2-2. データを説明する |
| 選択 | 3. データ・AI利活用における留意事項 | |
| | 3-1. データ・AIを扱う上での留意事項 | 3-2. データを守る上での留意事項 |
| 選択 | 4. オプション | |
| | 4-1. 統計および数理基礎 | 4-2. アルゴリズム基礎 |
| | 4-3. データ構造とプログラミング基礎 | 4-4. 時系列データ解析 |
| | 4-5. テキスト解析 | 4-6. 画像解析 |
| | 4-7. データハンドリング | 4-8. データ活用実践（教師あり学習） |
| | 4-9. データ活用実践（教師なし学習） | |

■図-1 数理・データサイエンス・AI（リテラシーレベル）モデルカリキュラム